

こども家庭庁 御中

成果報告書

～こどもデータ連携実証事業の検証に係る調査研究～

株式会社野村総合研究所（NRI）

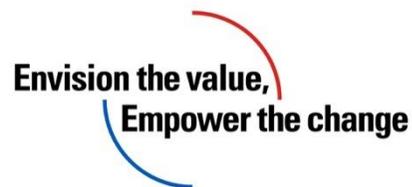
コンサルティング事業本部 社会システムコンサルティング部

システムコンサルティング事業本部 社会ITコンサルティング部

NRIセキュアテクノロジー株式会社（NRIセキュア）

戦略ITイノベーション事業本部 デジタルビジネス開発部

2024年3月29日



本業務の背景と目的

背景

- こどもを取り巻く環境は、貧困・虐待などますます厳しさを増している一方、困難を抱えるこどもや家庭ほどSOSを発することが難しいことから、プッシュ型支援の重要性が指摘されている。

目的

- 地方公共団体で、こどもや家庭に関する教育・保育・福祉・医療等のデータを、分野を越えて連携させることを通じて、情報を分析し、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型支援につなげる取組（以下、「こどもデータ連携」という）の推進に向けて課題等の整理を行い、地方公共団体がデータ連携に取り組むためのガイドラインを策定するため、実証事業を実施し、その検証を取りまとめる調査研究を行う。
- 地方公共団体がデータ連携に取り組むためのガイドライン策定に向け、採択団体と協力し以下の点を検証する。
 - ① 困難の種類（虐待・貧困・不登校・いじめ・ヤングケアラー等）に応じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見するために連携が必要なデータ項目を整理し、困難の種類との関連性及び連携方法を明らかにする。
 - ② 潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見するため、地方公共団体内で分散管理されていたデータの連携のみならず、地方公共団体外（NPO等民間団体、他の市町村・都道府県等）が保有するデータの活用が有用な場合に、必要な体制やシステム、個人情報の取り扱い等について整理する。
 - ③ データ連携による一次絞り込みの結果を踏まえて、人による更なる絞り込み（データを踏まえ支援の必要性に関する協議）や支援のために共有することが望まれる（支援を行う際に有用となる）データ項目やその共有のタイミング・方法等を整理する。
 - ④ 上記③絞り込みの結果を元に、関係機関等において、支援の必要性や具体的な支援方法等について検討がなされ、支援につなぐ取組を実施することで、関係機関間の望ましい連携体制や課題等を整理する。
 - ⑤ 業務を通じて得られた成果・課題を、別途実施する「ガイドライン策定にむけたこどもデータ連携についての調査研究」におけるガイドライン検討会に報告しガイドライン策定に協力する。

14団体の伴走支援の実施

本年度実証事業には14団体が参画。各団体の事業計画書に沿って、R5.3にデジタル庁が公開した「**実証事業ガイドライン（こどもに関する各種データの連携に係る留意点等）**」を参考に取り組を推進した。

実証14団体及び取扱テーマ

06_佐渡市（新潟県）

テーマ：虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障がい

07_山県市（岐阜県）

テーマ：いじめ、不登校、発達障がい、問題行動

12_尼崎市（兵庫県）

2年目

テーマ：虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童、発達障害（疑いを含む）等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童

08_和泉市（大阪府）

テーマ：貧困、児童虐待

13_広島県・府中町

2年目

テーマ：虐待

14_福岡市（福岡県）

2年目

テーマ：虐待、ヤングケアラー

09_延岡市（宮崎県）

テーマ：虐待、不登校、ヤングケアラー、貧困、産後うつ、発達障がい

01_会津美里町（福島県）

テーマ：学校不適応

02_美里町・川島町（埼玉県）

テーマ：虐待

10_戸田市（埼玉県）

2年目

テーマ：不登校、貧困・虐待

03_印西市（千葉県）

テーマ：産後うつ、児童虐待

11_昭島市（東京都）

2年目

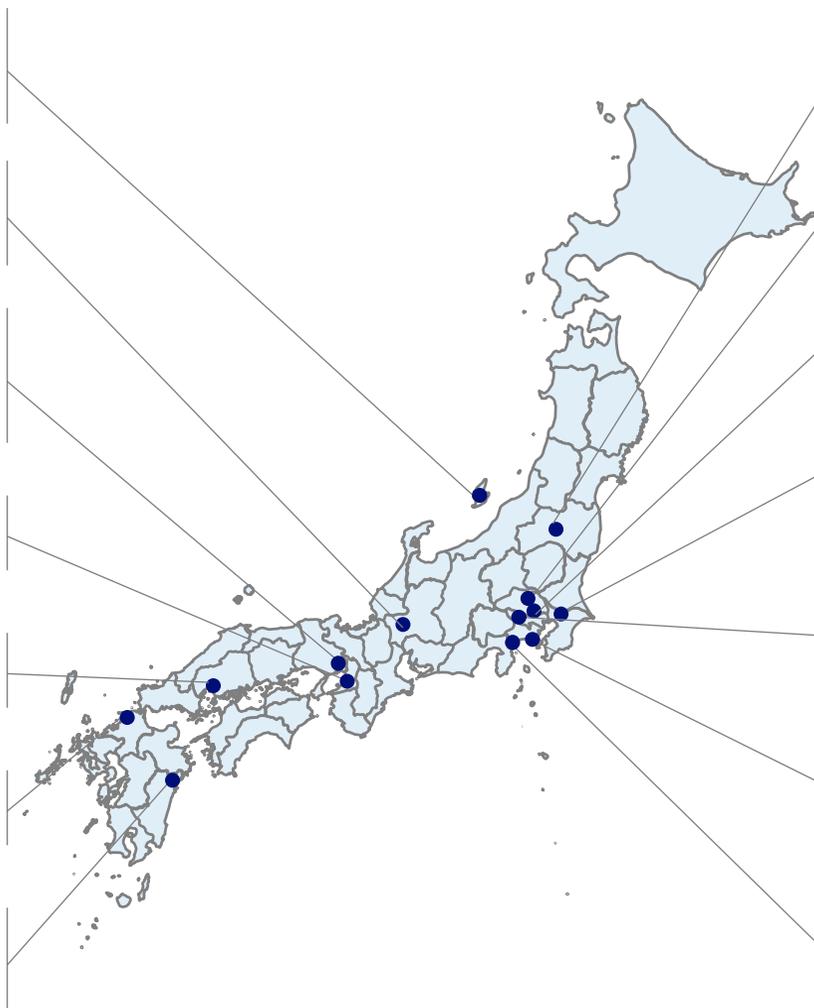
テーマ：ヤングケアラー、身体的虐待

04_横須賀市（神奈川県）

テーマ：虐待、同居者の心身における健康状態が子どもの発育にどのような影響を与えるか

05_開成町（神奈川県）

テーマ：ヤングケアラー、貧困、虐待、引きこもり、産後うつ、発達障がい



14団体の伴走支援の実施

14の採択団体それぞれが作成した事業計画に基づく実証事業について、実施方針や実施内容、スケジュール等に関する助言、及びPMOとしてプロジェクト管理を行った。

採択団体の進捗管理・助言 (隔週定例、週次管理表)

- 以下を目的として、各団体との定例を隔週で実施した。
 - 実証の進捗確認（週次管理表を活用）
 - 実施内容のヒアリング
 - 実証・検証に向けた情報提供、助言

採択団体間の情報交換の場 (情報交換会) の実施

- 採択団体間での情報交換及び関係構築を目的として、9月、11月、1月に情報交換会を実施した。
 - 第1回：個人情報取り扱い
 - 第2回：判定システム構築・ロジック策定、判定結果の支援への活用
 - 第3回：人による絞り込み・支援の実施、効果検証・成果の測定

中間報告会、成果報告会の 開催

- 実証団体間での取組状況の確認、及び全国地方公共団体への示唆提示を目的として、10月に中間報告会、3月に成果報告会を実施した。

ガイドライン検討会での 報告、及び情報提供

- 11月、第7回ガイドライン検討会において実証中間報告を実施した。
- 1月、ガイドライン検討会事務局に対し、各団体の取組フローについての情報提供を行った。
- 2月、ガイドライン検討会事務局に対し、各団体での取組状況や得られた示唆をとりまとめた報告資料を作成・提供したうえで、意見交換を実施した。

連携するデータ項目の選定

こどもデータ連携の仕組みの構築にあたり、各団体は、首長部局及び教育委員会、学校等からデータの取得を行った。

各団体の実証で取得されたデータ項目の例

首長部局

基本情報

- 本人及び保護者氏名・生年月日・居住地等の児童・世帯基本情報（住民基本台帳、学齢簿）

経済

- 生活保護手当受給状況
- 児童扶養手当受給状況
- 就学援助受給状況

健康/福祉

- 介護認定
- 障害者手帳情報
- 医療機関受診状況
- 福祉サービス利用状況

子育て

- 母子手帳情報
- 乳幼児・産婦健診等情報
- 予防接種情報
- 保育園利用情報

児童相談

- 通告・相談状況
- 要対協登録歴

教育委員会、学校

基本情報

- 氏名・生年月日・性別
- 学校・学年・クラス

出欠等

- 出欠、遅刻、早退の状況
- 長期欠席調査

能力

- 学力・学習状況調査
- Reading Skills Test
- 非認知能力を測定する調査

健康・保健

- 保健室利用状況・来室理由
- 教育相談の利用状況
- 学校健診結果

調査

- いじめ等に関する記録
- 体調、学校生活に係るアンケート
- 心の天気
- Q-Uアンケート
- SDQアンケート

特徴的な取得データ項目の例

- う蝕（むし歯）の状況
 - ✓ 歯の健康・治療の様子から、育児の様子を類推できるものとして取得。
- 水道料金の滞納有無及び滞納回数
 - ✓ 家庭での料金支払いの履歴から、家庭の様子を類推できるものとして取得。
- 転出入の回数
 - ✓ 転出入が多いと、居所不明になる恐れがあり、注意を要するため取得。
- 児童による、アプリでの毎日の回答状況
 - ✓ こどもの心と体の健康についての日々の変化を察知し、リアルタイムでの対応に活用できるものとして取得。

連携データベースを構築し、データ分析等を実施

連携するデータ項目の選定

データ項目の選定にあたっては、現場職員の知見・ニーズの把握・反映、データが取得・活用の是非の判断を行うことが求められた。また、今後に向けてはデータフォーマットの必要性について課題が聞かれた。

実証を進めるうえで、各団体が留意・工夫したことの例

データ項目の検討 支援担当職員の知見・ ニーズの把握・反映

- データ項目を検討するにあたって、支援・見守りの現場において経験知・暗黙知として重要だと認識されている情報を整理したうえで、それに紐づくと考えられるデータ項目を検討する団体が多く見られた。例えば、関係する主体同士で協議する場（ワーキング）を定期的に開催したり、個別に支援現場へ聞き取りを行うなどの事例があった。
- なお、職員個人の所感など、重要ではあるもののそれに紐づくデータ項目がない場合あるいは定量情報として置換することが難しいことを想定し、「職員が気になっている」ということ自体を一つのデータ項目として設定（例：職員が気になっている場合には1、そうでない場合には0と記入する等）し、見逃しがないう工夫するケースも見られた。

データ項目の選定 データ取得の可否、 活用の是非、 代替指標の検討

- 取得したいと考える情報がそもそもデータ化されているか、またシステム等から難なく抽出できる仕様になっているか、入力されているか、情報が古いままになっていないかなどを、早いうちに確認しておくことの必要性を感じる団体が多くみられた。
- また、技術的にはデータとして取得できる状況であるが、制度的に取得ができないために代替指標を探索する団体もみられた。
 - ✓ 例えば、家庭の貧困状況を推し量る場合においては、所得情報（課税情報）を参照するという方針を考える団体が一定数みられた。しかしながら、本情報については、内閣府「令和5年の地方分権改革に関する提案募集に対する回答」を踏まえ、法的に活用することが困難との見解が得られたところである。このことを受けて、各団体は代替指標として各種手当の受給状況を用いるよう、方針転換した。その結果、所得情報の代替指標として、例えば、生活保護、児童扶養手当、就学援助、子育て世帯生活支援特別給付金、水道料金納付情報、フードバンクの利用有無といったデータ項目が活用されていた。

今後の対応課題として聞かれたことの例

取組の前提として、 データフォーマットの 整備

- 各学校が保有する情報を取得・活用する場合、及び（複数団体で一体的に取り組む中で）各団体の情報を取得・活用する場合においては、データ項目の抜けや記録方法（例：記載ぶり、頻度、紙・CSV等の形式）の違いがあったために、データの活用を断念したり、加工に想定外の工数をとられたりするケースがみられた。
- そのため、こどもデータ連携を行う前提として、事前にデータフォーマットの整備（データ項目の入力ルールを定める等）を進めることが必要ではないか、との意見が聞かれた。

判定基準の検討

各団体は、既存の知見（例：職員の経験則、論文、既存指標 [エンジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS)の得点]）や、実証データ分析結果（例：ロジスティック回帰分析、機械学習、勾配ブースティング分析、決定木分析）に基づき、判定基準の設計を実施。

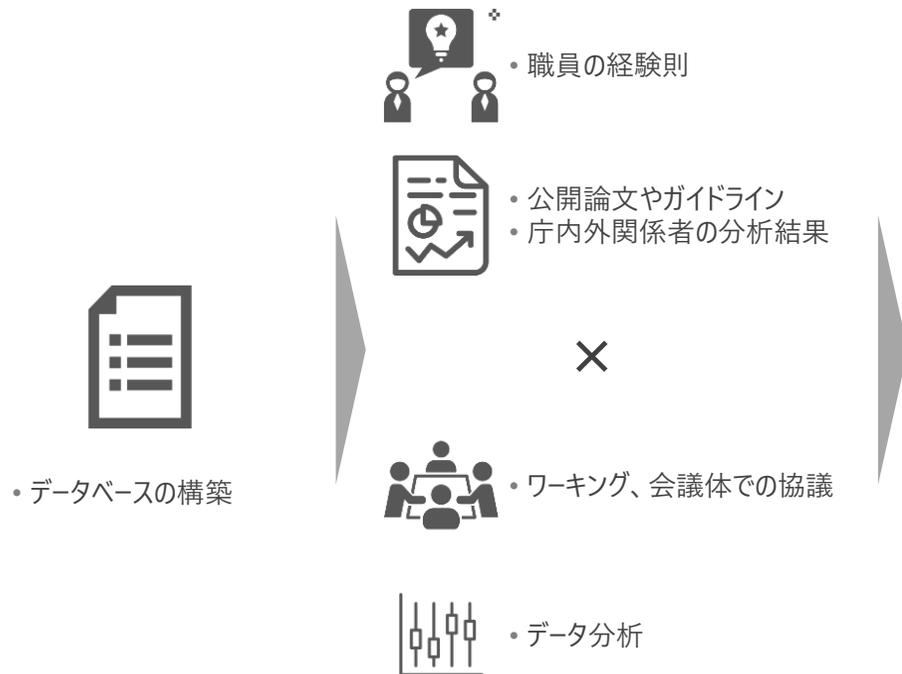
判定基準の検討の流れ



連携データベースの構築

判定基準の検討

判定基準の構築



方法1 既存の知見に基づく基準設計

- 困難の類型に関連すると判断したデータ項目群に該当した数の大小でリスクの程度を判定する方法。
- なお、データ項目ごとに得点の傾斜を付け、総得点の大小でリスクの程度を判定するケースもあった。
- また、特定の項目については、該当したら即「リスク高」と判定して人の目による確認に進ませる、など設定するケースあり。

方法2 実証データ分析結果に基づく基準設計

- 本実証において、“正解データ”との相関等からモデルを構築し、リスクの程度を判定する方法。
- 大きくは、以下の2つのデータ分析手法に大別される。

- ✓ ロジスティック回帰分析
- ✓ 決定木分析（勾配ブースティング）

↓ ↑ 上記判定基準については、繰り返し検証を行い、使用するデータ項目の入れ替え、重み付けや閾値の変更等を実施

- ✓ 当てはまりの精度（適合率等）による検証
- ✓ 所属機関、保健師等の肌感覚等による検証 等

※ 工数少なく取り組める方法1を先行させたうえで、並行して方法2により精度向上を図る工夫を凝らした団体もみられた。

判定基準の検討

団体によって閾値を高め・低めに設定するなど、実状を踏まえた柔軟な閾値設定がなされていた。また、今後に向けては、“潜在層”を発見するための判定基準の構築について課題が聞かれた。

実証を進めるうえで、各団体が留意・工夫したことの例

実状を踏まえた、柔軟な閾値設定

- 閾値をどの程度の高さに設定するかについては、各団体が判定結果をどのように活用するか如何で、判断が分かれたところ。
 - ✓ リスクを抱えている可能性がある子どもを逃さずに捉えたいと考えた団体は低めに設定。
 - ✓ 一方、現場で職員が動ききれないため優先的に対応することも捉えたいと考えた団体は高めに設定。

閾値を低めに設定するケース

- リスクを抱えている可能性がある子どもを、なるべく逃さずに捉えられるようにしたい。
 - ✓ 例：身の危険が及ぶ可能性がある困難の類型を対象とした判定。
 - ✓ 例：放っておくと生命の危機につながり得る乳幼児を対象とした判定。



閾値を高めに設定するケース

- こどもデータ連携の取組を進めるうえで、現状は職員のリソース制約があるため、優先的に対応すべき子どもを限定的に捉えられるようにしたい。
 - ✓ 例：担任の先生の負担を考え、3-4名/クラスが抽出されるよう設定。

今後の対応課題として聞かれたことの例

潜在層発見に向けた、判定基準の構築・精査

- 「行政としてまだ接点を持っていないが、潜在的なリスクを抱えている可能性がある」子どもを捉えられるようにするためには、“当たり前”のデータ項目（例：複数回の相談履歴があるか等）だけに頼りすぎずに、判定基準を構築することも考える必要があるのではないか、との意見が聞かれた。
 - ✓ 各団体の判定基準をみると、“当たり前”のデータ項目の寄与度が大きいことが分かった。このこと自体は特段問題ないが、所属機関や保健師からは「すでに接点がある子どもが多い／ほとんどである」といったフィードバックが多かった。
 - ✓ すなわち、判定基準の当てはまりの良さは確認されたものの、他方で潜在層が十分に発見できたかという、課題が残っているとみえる。

個人情報の適正な取扱いに係る整理

各団体は活用するデータ項目に応じて個人情報の利用及び提供に関する法的整理を行った。
 また、工夫として市民向けの周知等、個人情報/プライバシーに対する追加施策を講じたケースもみられた。

各団体において、個人情報の取扱いに係る整理として実施されたこと

個人情報の
 利用及び提供
 に関する
 法的整理、
 諸対応

法的整理	個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号に基づき、保有個人情報の目的外での利用及び提供に係る整理を実施 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該内部利用及び外部提供が「臨時的」なものであること ✓ 法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務の遂行に「必要な限度」であること ✓ 当該個人情報を内部利用及び外部提供することについて「相当の理由」があるとき ✓ 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
	個人情報保護法第66条に基づき、事務を外部委託等する場合の安全管理措置を実施
	個人情報保護法第75条に基づき、個人情報ファイル簿の作成・公表を実施
	自治体の条例や実施要綱において、こどもデータ連携の取組を進めることについて規定
市民向け 対応	こどもデータ連携の取組を進めることに係るガイドラインを作成・公開
	市民に向けた情報発信を展開（WEBページ、広報誌、説明会）
	こども等へのアンケート調査を実施する際の事前説明、説明書きを記載
その他	個人情報削除の申請受付を対応、個人情報活用における不同意を確認・回収
	外部機関によるPIA（プライバシー影響評価）を実施

個人情報の適正な取扱いに係る整理

個人情報を取扱う上で実施すべき共通事項として、ガイドライン記載事項の遵守と個人情報のデータフローを重点的に確認し、ヒアリング等を通じて各自治体にて対策を講じていることが確認できた。

- 本実証において、各団体の個人情報の取扱いにあたっては、以下2点を共通的な検討事項として進めた。
 - デジタル庁「実証事業ガイドライン（こどもに関する各種データの連携に係る留意点等）」に記載のある事項を網羅的に実施していること（主に自治体作成成果報告書、ヒアリングシートによる確認）
 - 個人情報がどのように流れるかを把握し、収集、保管、利用、移転、廃棄の各ポイントのリスクへの検討ができていていること
- データ収集（地方公共団体内、地方公共団体外からのデータ連携）時には個人データの利用目的を明らかにし、目的外利用等の法的整理を精査することを必須とする。加えて自治体内における事業の方針を明示できるよう整理/対応を行うことが推奨される。
 - 地方公共団体外からのデータ連携に関しても、判断基準となるベースラインはあがるものの項目としては不足ないものとして考えられる。
- データ活用（データ分析、要支援対象者支援のためのデータ提供）時には法的整理の実施を前提とし、市民向けの周知やプライバシー保護に関する体制や仕組みが整備されていることが事業を広く推進していくうえで必要になると評価した。
 - プライバシー保護の観点から、PIAによる評価を第三者に確認してもらった取組を行った団体も見られた。

各団体において、個人情報の取扱いに係る整理として実施されたこと

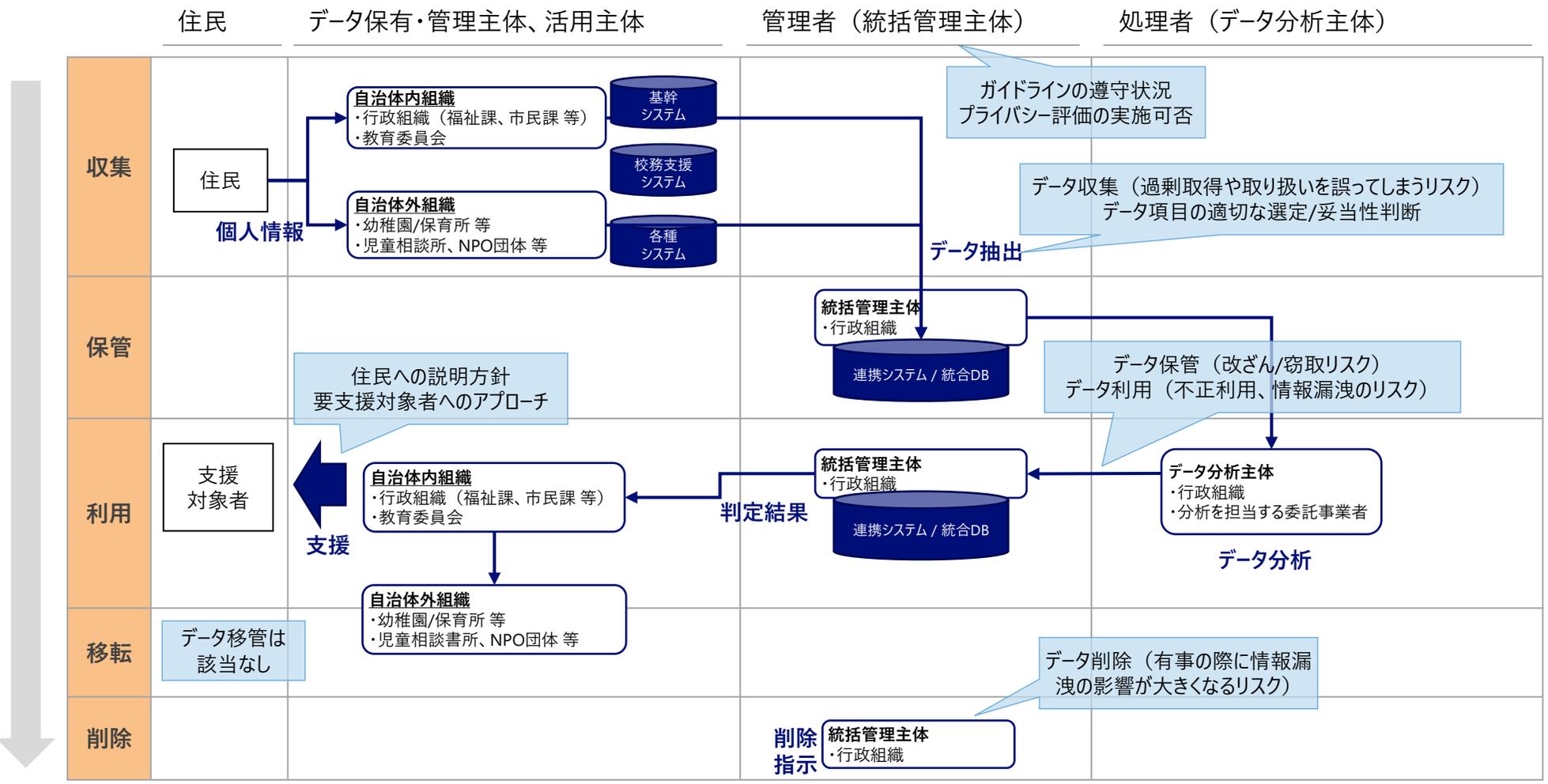
データ活用に取り組み際の必須・推奨項目	データ収集時における対応項目	個人情報の利用及び提供に関する法的整理、諸対応	法的整理	個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号に基づき、保有個人情報の目的外での利用及び提供に係る整理を実施 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該内部利用及び外部提供が「臨時的」なものであること ✓ 法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務の遂行に「必要な限度」であること ✓ 当該個人情報を内部利用及び外部提供することについて「相当の理由」があるとき ✓ 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
				個人情報保護法第66条に基づき、事務を外部委託等する場合の安全管理措置を実施
				個人情報保護法第75条に基づき、個人情報ファイル簿の作成・公表を実施
				自治体の条例や実施要綱において、こどもデータ連携の取組を進めることについて規定
	市民向け対応		こどもデータ連携の取組を進めることに係るガイドラインを作成・公開 市民に向けた情報発信を展開（WEBページ、広報誌、説明会） こども等へのアンケート調査を実施する際の事前説明、説明書きを記載 個人情報削除の申請受付に対応、個人情報活用における不同意を確認・回収	
	その他		外部機関によるPIA（プライバシー影響評価）を実施	

個人情報の適正な取扱いに係る整理

個人情報を含むデータのフローを体系化した図を以下に提示する。
 収集～削除の各プロセスで情報漏洩リスクがあることを踏まえ、各団体において対応がとられた。

個人情報のデータフロー図の整理結果、及びリスクの所在

実証事業ガイドライン等を踏まえて各団体で確認・検討した課題



個人情報の適正な取扱いに係る整理

(参考) 14自治体におけるリスクに対する対応策事例

個人情報のデータフロー図における各フェーズのリスク、及び対応策・工夫

フェーズ	実証を進めるうえで確認すべきリスク	左記リスクへの対応策・工夫の例示
収集	<ul style="list-style-type: none"> データ管理主体から分析に利用するデータを抽出する際、取り扱いを誤った場合に情報が漏えいするリスク 分析に利用するデータの整理ができていないと、必要以上のデータを収集してしまい、不適正取得となるリスク 	<p>【運用面、技術面】</p> <ul style="list-style-type: none"> データ授受の際の取り決めや、外部記憶媒体や紙媒体の適正な管理等により、下記事例のような人的ミスや紛失、情報漏洩リスクを低減させていた。 <ul style="list-style-type: none"> 実証事業に関わる各システムを基幹ネットワーク内に設置し、外部環境への個人データの流れを制限（閉域網）しリスク低減 運用上、外部団体等とのデータやり取りのため、外部記憶媒体の利用や手入力で個人データを抽出 <p>【運用面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要最小限の範囲内においてデータ収集が行われていることを確認するため、管理シート等を運用していた。
保管	<ul style="list-style-type: none"> データの改ざんや窃取または不正消去のリスク 	<p>【技術面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管前にデータを仮名化/匿名化/マスキングすることでリスク低減しているケースがあった。 保管時の基本対策として、収集したデータの暗号化保存やデータへのアクセス制限を行っていた。 <p>【運用面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織的な体制の構築/人的なセキュリティ教育/物理的な隔離や入室制限などの個人情報の保管に対する適切な安全管理措置対策を講じていた。
利用	<ul style="list-style-type: none"> データ分析やデータ活用で外部組織にデータを提供する場合、外部組織での不正利用や情報漏えいのリスク 分析結果の取扱いを誤った場合に、個人の権利利益を害するリスク 	<p>【運用面、技術面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記対策などを講じることで、必要最小限の範囲内で分析結果の参照を行っていた。 <ul style="list-style-type: none"> 分析主体にデータ提供する際には複合できない状態で匿名化して提供 分析結果を統括管理主体で管理し、活用主体には必要なデータのみ連携 外部団体に対して適切なアクセスコントロール（アクセス権限/参照範囲）を設定 <p>【運用面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用主体（外部組織）向けに特定の個人を判別する手順/運用を整備/提供することを予定していた。
移転	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報データがデータの収集元である各自治体から外部に渡り、管理できない状態で漏洩等が発生するリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 全自治体においてデータの第三者提供等を今年度は実施しなかった。[*] <p><small>* 委託先事業者がデータ分析を行う場合、責任主体はあくまで委託元である地方公共団体のままであることから、“移転”に該当する第三者提供には当たらない。また、委託先に関する統制/個人情報の取扱いに関しては各地方公共団体が実施していることを確認済みである。</small></p>
削除	<ul style="list-style-type: none"> 管理するデータの量が多くなった結果として、漏えい等が発生した際の影響が大きくなるリスク 	<p>【運用面】</p> <ul style="list-style-type: none"> データの削除要求があった際には保管データから特定の個人情報のみ削除できる手順/運用を整えているケースがあった。 事前に住民に活動内容の周知を行い、実証事業に対する不同意の収集を実行したケースがあった。

データの活用先及び分析基盤・DB構築先のNWを踏まえた類型とその特徴は以下のとおり。

NW分類		類型	特徴
活用先	分析基盤・DB構築先		
LGWAN 接続系	LGWAN接続系	①	<ul style="list-style-type: none"> LGWAN系NWにシステム及び分析基盤を構築するパターン システムの共同利用や教育委員会部局での活用を踏まえて、マイナンバー利用事務系NWへのアクセスが無くても活用できるように構成されている。
マイナンバー 利用事務系	マイナンバー 利用事務系NW活用	②	<ul style="list-style-type: none"> 主に首長部局での活用を想定し、マイナンバー利用事務系にシステムを構築し、分析も同NW内で行う。 インプットデータは校務系、外部団体等も含めて複数のパターンがあり、多くは名寄せが必要となるが、マスキングは基本的に不要となるため、データの取り回しが容易になる。一方で個人情報をそのまま扱うため、情報の漏洩やアクセスコントロール等の対策を行う。 基本的には、マイナンバー利用事務系以外のシステム（校務系システム等）からcsv等でデータ出力したものを外部媒体を利用して、マイナンバー利用事務系NWへ接続できる専用端末等を経由して連携する。
	外部領域 (NW接続なし)	③	<ul style="list-style-type: none"> 主に首長部局での活用を想定し、マイナンバー利用事務系にシステムを構築するが、分析やロジック構築のみ外部基盤を活用する。 外部基盤へ提供するため、マスキングや名寄せ等のデータ加工は必須となる。
その他NW	プライベートクラウド領域 (マイナンバー系接続あり)	④	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度はシステム構築未実施。
	パブリッククラウド領域 (LGWAN系接続あり)	⑤	<ul style="list-style-type: none"> パブリッククラウドを活用し、分析やデータ連携を実施する。 データはLGWAN接続系を経由して連携。 教育委員会部局での主な活用を見据えパブリッククラウド上でダッシュボード等を構築。
	事業者専用領域 (NW接続なし)	⑥	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の専用領域を設け、分析やシステム構築を行うパターン 既存の環境を活用することで、環境構築に係る工数等削減や一定のセキュリティを確保。

システムの構築

各団体の実状を踏まえて機能要件を満たすシステム構成やネットワーク構成を定義した上で、セキュリティやUI等の非機能要件を整理することが重要といえる。

実証を進めるうえで、各団体が留意・工夫したことの例

利用者目線の要件定義	<ul style="list-style-type: none"> システム構築の遅れは実証事業全体の遅延に直結する。システム要件を定義する際に、入力元やデータの連携方式のみならず、実運用を想定した利用者目線で要件を定義することで、追加改修や手戻りを最小限にとどめることが重要であった。
ハード面の早期準備	<ul style="list-style-type: none"> 外部機関での活用や、データ連携の関係者を多く見込む場合、ネットワークやセキュリティ面だけではなく、専用端末や中継サーバ等の機器の準備、可搬媒体による連携、タブレット端末の活用等のハード面について、各団体の実状に応じた準備を早期に進めていく必要があった。
外部分析基盤の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク構成は、各団体の実状を踏まえて業務要件やシステム要件を満たす最も効率的なネットワーク構成を定義する必要がある。その際には、閉域網によりクラウドと接続し、外部の分析基盤等を活用することも有効であった。
セキュリティポリシーへの対応	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ面では、特にネットワークをまたいだデータ連携において、中継サーバでの無害化処理を実施したり、個人情報をマスクした上で閉域領域の中でデータを取扱うなど、情報漏洩や不正アクセスを防ぐため、国や各団体のセキュリティポリシーに準じた対応が必要であった。

実証事業における例

- 専門的な知見を有しない活用主体でも、分析結果等を容易に理解できる操作性を備えるため、活用主体のフィードバックを得ながらUIやダッシュボードを実装するケースがあった。
- 活用主体の意見に基づいて、ネガティブな回答等にはハイライトする、要注意の児童生徒を降順で表示する等の実装を行い、効率化やミスを防ぐための工夫がみられるケースもあった。
- 各活用主体において実証用端末を新設するケースがあった。
- 独立した共有ファイルストレージを新たに設置したケースがあった。
- ほぼすべての団体にて、USB等の可搬媒体によりデータ連携を実施していた。
- インターネット接続系の専用端末からMicrosoft Azure上のシステムへデータ連携するケースがあった。クラウド上のサービスを活用することで、認証やアクセス管理等の非機能要件へ効率的に対応しているケースもあった。
- 外部からデータを取り込む際に、専用の受け渡し領域を構築し無害化処理を実施するケースがあった。
- 専用線を設けるのではなく、既設インターネット網に対し、ソフトウェア認証とVPNを組み合わせ、セキュリティを担保するケースがあった。

今後の対応課題として聞かれたことの例

既存システムへの組み込み	<ul style="list-style-type: none"> データの出力からデータ連携までをワンストップで実現するには、基本的に既存システムの改修が必須となる。実証では手作業でデータ出力、外部媒体による連携を実施した団体が大多数を占めたが、継続的な運用を目指すには、既存システムの改修が必要がある、との意見も聞かれた。
--------------	--

- 校務支援システムのデータ活用にあたり、システム仕様やネットワークの課題から、都度の学校訪問・取得が必要となるケースがあった。
- なお、基幹システムを改修し、データ出力・連携をシステムにて実施できるケースもあった。

データの準備

データ項目の不足や欠損有無を確認し、手戻りを未然に防ぐことが重要である。

実証を進めるうえで、各団体が留意・工夫したことの例

アナログ情報の デジタル化	データ化に要する、 工数の見通し把握、 自動化処理の導入	<ul style="list-style-type: none"> アナログ情報については、インプット情報として活用する場合は事前に利用目的を明確化した上で、どれだけの情報をいつまでにデータ化する必要があるかを検討し、実証スケジュールに組み込むことが重要であった。 ✓ 例：約200名分の児童の紙情報のCSV化（データ連携のための各種コードの追加含む）にあたっては、職員1名により2日程度の時間を要する例あり。 様式によってはAI-OCR等を活用し、データ化の工数を削減することも有用との意見も聞かれた。
名寄せ	統一コードを用いた、 効率的な名寄せ実施	<ul style="list-style-type: none"> 首長部局と教育委員会で統一したコードやIDを保有している団体は少ないため、氏名、生年月日等を利用して名寄せを実施し、エラーが発生した場合は目視で確認して名寄せを実施する団体がみられた。 一方、校務系のシステムに宛名番号や統一したコードを持たせることで、名寄せを容易にしているケースもあった。目視での名寄せコストと、既存システムへの改修コストを比較して対応方法を検討する必要がある。
データ加工 (分析)	インプットデータの 事前確認、 欠損値の処理方針の 事前協議	<ul style="list-style-type: none"> 多くの団体において、複数のインプット情報をシステムへ取り込む際のデータレイアウトの整理や、欠損情報の修正等といったデータクレンジング作業にかなりの工数を要していた。特に外部団体等から受領する場合、データの再受領や確認の負荷が大きいため、想定しているインプットデータの前確認と、修正が困難な欠損値等が発生した場合の対応を事前に協議しておくことが重要であった。
データ加工 (安全管理措置)	外部環境活用時の マスキング処理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 外部の分析基盤や外部団体にデータ分析やロジック構築を依頼するにあたり、個人情報や利用目的に必要なデータ項目は復元できないようにマスキングを実施する必要がある。

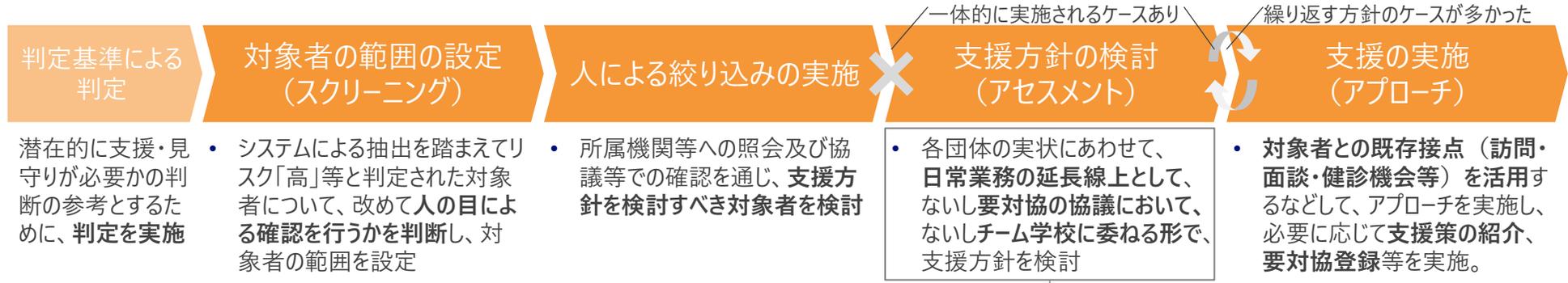
今後の対応課題として聞かれたことの例

データ加工 (連携)	自動連携の仕組みの 構築	<ul style="list-style-type: none"> データの連携のための加工について、EUC機能等でのデータ抽出を実施している団体が多くみられたが、職員への負担増、システムの習熟度によっては文字コードが指定と異なる等の課題が発生した。 今後は標準化後レイアウトを考慮した、自動連携の仕組みの構築を検討する必要がある。
---------------	-----------------	---

データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組

各団体は、判定結果を起点に、所属機関等と連携して、こども等を支援につなげる取組を実施した。

データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組の流れ



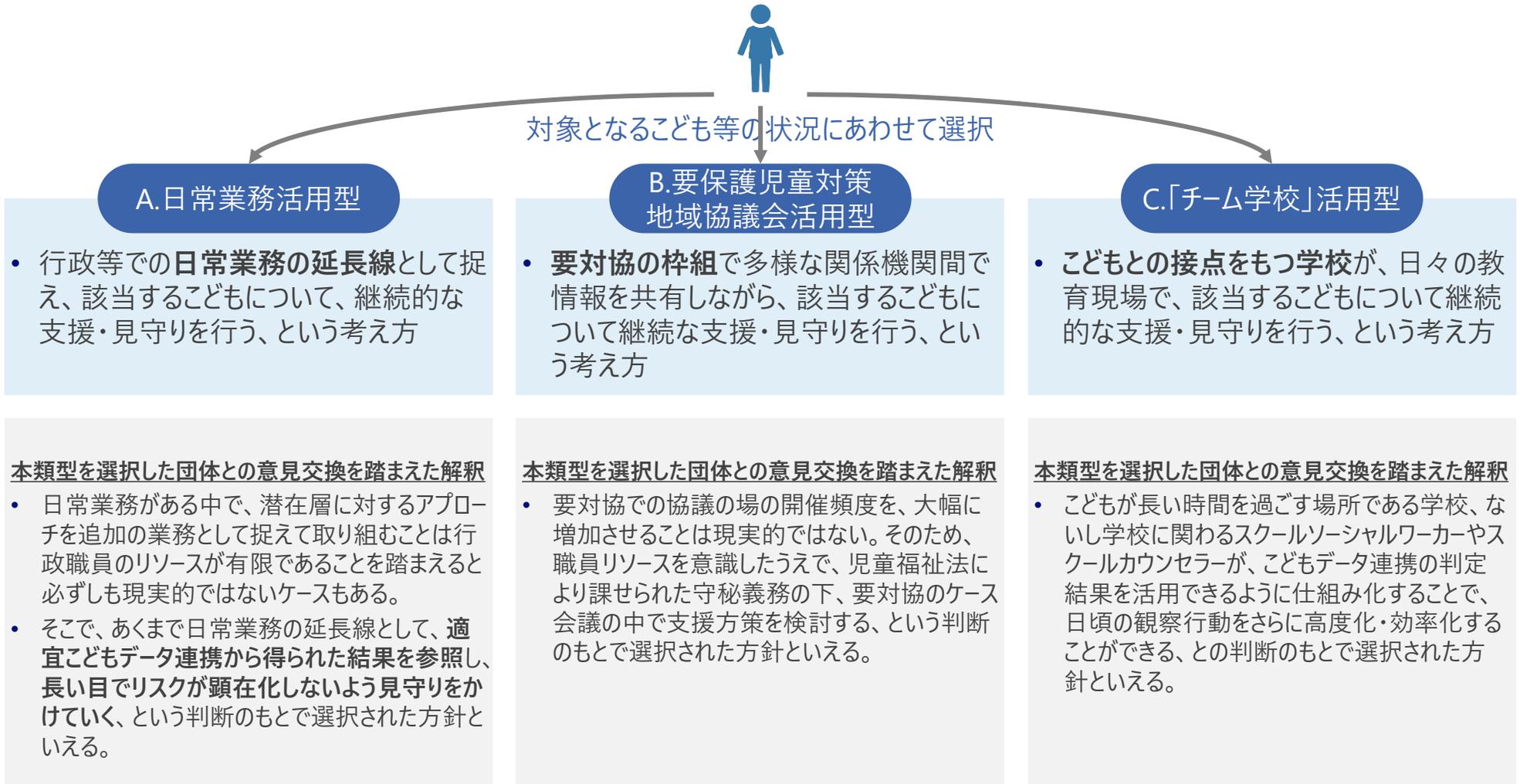
次ページにて説明

	C	履歴なし	左記判定を鵜呑みにしてはいけないが、本実証の中では、対応の優先順位を下げると判断		
	B	要対協登録有	一定のリスクが想定されるが、すでに要対協として対応中のため、改めての確認は不要と判断		
	A	履歴なし	要確認と判断	照会等の中で、予兆を確認。支援方針を要検討と判断	例：学校で注意深く見守りつつ、児童本人との会話を行う中で困りごとと希望を確認。関係者間でその後の対応方針をすり合わせ。
	C	履歴なし	左記判定を鵜呑みにしてはいけないが、本実証の中では、対応の優先順位を下げると判断		
	A	要対協登録有	リスクが高いと想定されるが、すでに要対協として対応中のため、改めての確認は不要と判断		
	A	履歴なし	要確認と判断	照会等では懸念確認されず。対応の優先順位を下げると判断	
	A	過去に見守り	改めて、要確認と判断	照会等の中で、予兆を確認。支援方針を要検討と判断	例：対象者との会話の中で、支援を求めるニーズがあることを確認。支援策を紹介するとともに、要対協登録を実施。

データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組

支援方策の検討を行う体制については、「日常業務接続型」、「要保護児童対策地域協議会活用型」、「『チーム学校』活用型」の3つの類型に大別されることが確認された。

支援方策の検討を行う体制についての類型



データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組

結果の“独り歩き”に配慮ができた場合は、リスク判定に用いられたデータ項目群やその寄与度等が個別具体的に提供されていた。支援履歴や申請状況、所属機関が未把握の情報も有用とのことであった。

実証を進めるうえで、各団体が留意・工夫したことの例

<特に、人による絞り込みや支援のために共有することが望まれるデータ項目やその共有のタイミング>

要対協への登録状況、
支援履歴、
申請状況等の提示

- システムに判定結果を踏まえて、直接人による絞り込みを実施するのではなく、**現在ないし過去に支援を実施してきているかどうかを確認し**、その結果を踏まえて人による絞り込みを行うかどうかの判断を行う団体が多くみられた。
- また、支援の申請状況等が事前に分かっていると、こども等への支援策を検討する段階で検討が進めやすい。

結果の“独り歩き”の
抑止を意識した、
データ項目やその寄与度
の連携要否の検討

- ケース会議等で皆で議論をしながら人による絞り込みを行う場合、及び保健師等に直接説明を行う場合（即ち、共有した情報が“独り歩き”しづらい場合）は、対象となるこどもについて、判定基準に用いたデータ項目群（うち特に寄与度が高いデータ項目群）のそれぞれがどのような値であり、どのように寄与して当該リスク値が導出されたか、という個別具体の分析結果を共有する場合があった。
- 他方、所属機関等への書面照会等で人による絞り込みを行う（行ってもら）場合（即ち、共有した情報が“独り歩き”しやすい場合）は、「スティグマ（差別・偏見）」の抑止の目的もあって、判定基準に用いたデータ項目群のそれぞれの詳細な値等については基本的には共有せず、あくまで「高リスク判定」の群であることのみを提示する場合があった。
 - ✓ なお、後述もするが、それでも発生するかもしれない「スティグマ」を抑止するため、あえて高リスク判定のこどもの群と低リスク判定のこどもの群を混ぜた上で、人による絞り込み等の対応にあたってもらう工夫を施した団体もみられた。

所属機関が
把握し兼ねる、
背景情報の提示

- 所属機関等に対して人による絞り込みや支援に動いてもらう場合、例えば学校の教職員らは教育の現場で把握ができる当該児童生徒の情報については詳しいが、他方で**家庭の困難に係る情報、世帯（きょうだい児等含む）については特に把握していないケースがみられた**。また、当該児童が以前に通学・通園していた学校や幼稚園・保育園等での記録についても**必ずしも把握していない**。そのため、これら所属機関が把握し兼ねる背景情報については有用であるとのコメントが聞かれた。
 - ✓ ただし、「スティグマ」の抑止が必要であることから、実際に支援の具体策を検討する段階になってから適宜情報を提示するなど、情報提示のタイミングについては留意が必要である。
 - ✓ また、所属機関等がどこまで家庭の困難に係る情報を把握してしまっているのか、といった教職員の声もあったため、事前に情報開示の範囲についても検討・認識共有を図っておくことが望ましい。

データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組

判定結果を関係者間で情報共有する際には、**スティグマの抑止への配慮が重要であった**。また、マニュアル整備、ユーザーインターフェースの作り込み、情報連携体制・アクセスコントロール等も留意されていた。

実証を進めるうえで、各団体が留意・工夫したことの例

<特に、判定結果を関係者間で情報共有する際の留意・工夫>

入念な説明による、 スティグマの抑止

- システム判定等で導出された結果による「スティグマ（差別・偏見）」を発生させないよう、現場職員・学校教職員らに対し、事前に説明会等で、こどもデータ連携の取組の目的や概要をしっかりと伝えるようにした団体が多かった。
- また、それでも発生するかもしれない「スティグマ」を抑止するため、あえて高リスク判定のこどもの群と低リスク判定のこどもの群を混ぜた上で、人による絞り込み等の対応にあたってもらう工夫を施した団体もみられた。

取組を進める上での マニュアル整備や 説明会の実施

- 現場関係者に適切な対応を施してもらうために、現場関係者向けの取組マニュアルを作成したり、事前の説明会の開催したりするなど、丁寧な対応を心がける団体が多くみられた。

使い勝手に配慮した ユーザーインターフェースの 構築

- UI/UXの観点では、システムの操作に慣れていない現場職員であっても、システムにおける判定機能を十分に活用し、人による判断を適切に実施できるような画面設計に配慮することが肝要であった。
- そのため、ダッシュボードの設計にあたっては、市内の全小中学校との個別協議を繰り返し実施することで、要望を広く集めて対応を行った団体もみられた。

情報連携体制の確立、 及びアクセスコントロール の実施

- こどもデータ連携の結果の中には、配慮が必要な情報も存在するため、必要な情報を必要な人員にのみ閲覧してもらえるような情報連携体制を整えるとともに、アクセス権限の制約をかけるなどして、物理的にも閲覧ができないような環境設定を行うことが有効であった。（例：リスクスコアについては、教職員には閲覧権限を渡さず、管理者のみが閲覧できるような処理を行う）

データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組

対象者へのアプローチの際は、保健師らが事前に情報を把握したうえで、予定されていた面談機会等を活用・実施するケースが多かった。なお、長きに亘って対応するための信頼関係づくりが意識されていた。

実証を進めるうえで、各団体が留意・工夫したことの例

<特に、対象者へのアプローチの際の留意・工夫>

(前提として、) 取組についての 住民への情報発信

- こどもデータ連携の取組については、データを起点として潜在的に支援等を必要とするこどもを発見するという、新しい考え方に基づく取組である。
- そのため、住民に対して当該取組に関する理解を醸成する意味で、広報を行う団体がみられた。
(例：ホームページ・広報誌への掲載、学校保護者への文書発出)

対象者へのアプローチ を行う際の チェック項目の準備

- 対象者との大切な接触機会を意義ある時間とするため、事前に保健師等に対して、こどもデータ連携の取組の中で把握された対象者に関する情報を連携しておくことが重要であった。
- また、訪問時のチェック項目（要聞き取り事項、要目視確認事項）を定めておくなどの工夫を施している団体がみられた。

予定されていた健診・ 面談・訪問機会を活用 したアプローチの実施

- 初期接点をもつアプローチを実施する際には、こどもデータ連携の枠組みを起点として対象者にアプローチすることは困難であることから、予定されていた健診・面談・訪問機会を活用する、ないし他の合理的なアプローチ理由（例：受けるべき健診が未受診のまま、申込可能な助成が未申込のまま等）を活用することで、対象者へのアプローチを行う団体が多かった。
- なお、どの機会が活用できるかを確認するにあたり、相応の工数がかかるとの意見があったことから、この点留意が必要である。

長い目で取り組むことを 意識した対応

- 一度の訪問だけで、想定していた困難の類型に係るリスクの大小を捕捉することは難しいため、基本的には複数回訪問することを前提として長い目で取り組む必要がある、との意見が聞かれた。その場合であっても、一度目の訪問において、継続してコミュニケーションをできる関係性を築きその約束を取り付けるところまでを目指されていた。

実証事業の効果の算出に向けた情報提供の実施

各団体の事業計画等を踏まえ、実証の中で着目し得る評価項目を整理し、各団体へ情報提供した。

実証の各フェーズそれぞれにおいて着目し得る評価項目の例

<凡例>

・**黒色字の指標**：最終的なアウトカム（子ども・家庭の各種困難の改善）に直接的に繋がる評価項目

・**水色字の指標**：副次的効果（職員の業務効率化等）に係る評価項目

	データ分析 ・システム判定	人による絞り込み (アセスメント)	見守り・支援への 接続・実施	対象者の行動変容	アウトカム*
計量分析をもとに 導出	<ul style="list-style-type: none"> モデルとしての当てはまり (既存実績との整合) 	<ul style="list-style-type: none"> システム判定結果と、 関係者知見との整合状況 困難の種類と関係性がある と判断されるデータ項目 (指標) を見つけられたか 			
量的側面 都度の記録を もとに整理	<ul style="list-style-type: none"> — 	<p><活動量></p> <ul style="list-style-type: none"> アセスメントの実施回数 アセスメントを実施した、 子ども・家庭の数 <p><結果・成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 各回のアセスメントに要する 時間の減少 アセスメントを経て、 新規に見守り・支援が 必要と判断した、 子ども・家庭の数 	<p><活動量></p> <ul style="list-style-type: none"> 困難が顕在化する前に 先手の対応ができた人数 XXX訪問・相談の回数 <p><結果・成果></p> <ul style="list-style-type: none"> XXX事業・サービス幹旋数 要支援児童として、新規に 要対協に登録した人数 	<p><結果・成果></p> <ul style="list-style-type: none"> XXXへの（能動的な） 相談件数、率 XXXへの参加者数、率 XXXへの登録者数、率 XXXへの申込者数、率 XXXの受診者数、率 	<p><結果・成果></p> <ul style="list-style-type: none"> スコアの改善 (長期欠席率、虐待通告件 数等、遅刻・欠席数、保健室 来室回数、学力／体力テスト の点数、要保護児童数 等)
質的側面 関係者へのヒアリン グやアンケートにより 情報収集・整理	<ul style="list-style-type: none"> 職員のデータリテラシー向上 (数値の読み取り・分析、 個人情報保護に関する理解 等) 		<p><結果・成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 見守り・支援を行う担当者 の意識・行動変化の有無 (児童への声がけを意識的に 増やした 等) 	<p><結果・成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 相談内容の変化の有無 子ども／家庭の状況の 変化の有無 (児童が発表するようになった 等) 	<p><結果・成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務負荷（時間、工数） の軽減程度（例：相談・通 告を受けた際の情報収集に要 する時間の減少） 業務遂行、報連相に あたっての利便性向上

*さらに先の、最終的なアウトカムとしては、貧困家庭の生活改善、虐待の減少、リスクを抱える子どもの減少、不登校児の減少、いじめの減少、学力の向上等も挙げられる

類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の検証

困難の類型との関連性が高いデータ項目を分析。健診記録、支援受給状況等の有用性が確認された。

- 各実証団体から、「抽出群」と「対照群」に関する各データ項目への該当・非該当状況に関する集計情報を事務局にて受領した。
- そして、群間の傾向差異を統計分析（**カイの二乗検定**）し、“困難の類型”との関連性が高いデータ項目を客観的に検証した結果を示す。

「抽出群」と「対照群」の定義

抽出群

- 各団体にて、支援優先度が高いと判断された対象者
 - ✓ 「システム判定でリスク高」と判定された対象者
 - ✓ 人による絞り込みで支援優先度が高いと判断された対象者
 - ✓ 既存の支援・見守りの対象者 等

対照群

- 抽出群以外の対象者
※判断がつかない対象者については、適宜分析対象者から除外



困難の類型と関連性が高いとの検証結果がみられたデータ項目（例） ※団体間で類似のデータ項目はまとめて記載

困難の類型	関連性のあるデータ項目の例	
虐待	乳幼児健診関連	• 総合判定、う蝕状況（虫歯）、体重、身長、母親の喫煙の有無、母親の心身の調子
	産婦健診関連	• EPDS（エジンバラ産後うつ病問診票）評価点数
	児童扶養手当関連	• 児童扶養手当の受給状況
	生活保護関連	• 生活保護の受給状況
	医療助成関連	• ひとり親医療費の受給状況、こども医療費の受給状況
	障がい福祉関連	• 障害児支援の受給状況、世帯員の療育手帳の所持歴、母親の精神手帳の所持歴
	要対協関連	• 要対協への登録歴
	校務支援情報関連	• 欠席日数、遅刻日数
不登校ほか	校務支援情報関連	• 欠席日数、遅刻早退日数、保健室利用回数
	教育センター関連	• 教育相談回数
ヤングケアラー	障がい福祉関連	• 家族の自立支援医療の申請実績
	生活保護関連	• 生活保護の受給状況
	保育施設入所情報関連	• 多子情報
産後うつ	住民基本台帳関連	• 世帯人数
	産婦健診関連	• 産婦の体重
発達障がい	就学時健診関連	• おはじかぞえの可否、質問の聞き返し・聞き逃し、目線の合いにくさ等（知的発達、行動・態度・情緒面の確認事項）

類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の検証

カイ二乗検定の結果として5%水準で有意であることが複数団体において確認されたデータ項目（前提として、各団体としても関連性が高いとみなしている）を示す。これらについては本実証の結果として特に有用とみなせる。

複数の団体において確認された、困難の類型と関連性が高いと考えられるデータ項目の一覧

困難の類型	関連性のあるデータ項目	実証団体が活用したデータ項目	解釈	
虐待	乳幼児健診関連	<ul style="list-style-type: none"> 虫歯の数 	<ul style="list-style-type: none"> 団体1：1歳6か月児健診,2歳6か月児健診,3歳児健診においてむし歯の本数が1本以上 団体2：本人に虫歯が5本以上ある 	<ul style="list-style-type: none"> 歯の健康には、家庭でのこどもへの向き合い方が現れやすいと想定。
		<ul style="list-style-type: none"> 体重 	<ul style="list-style-type: none"> 団体1：体重25パーセンタイル以下（3か月児健診）、体重75パーセンタイル以上（1歳6か月児健診）、体重25パーセンタイル以上50パーセンタイル以下または75パーセンタイル以上（3歳児健診） 団体2：体重3%未満のパーセンタイル（3歳児健診） 	<ul style="list-style-type: none"> 発育不良の場合、家庭での養育環境に改善が必要な可能性（ネグレクトの可能性等）が想定。
		<ul style="list-style-type: none"> 母親の喫煙 	<ul style="list-style-type: none"> 団体1：健診において喫煙ありまたは女性に該当 団体2：4か月時点の確認、1歳6か月児健診、3歳児健診のいずれかの質問項目において、妊娠中の母親の喫煙あり、ないし育児中の母親の喫煙あり 	<ul style="list-style-type: none"> 健康への害があるといわれる喫煙をしている場合、こどもへの向き合い方に影響している可能性。
	産婦健診関連	<ul style="list-style-type: none"> EPDS（エジンバラ産後うつ病問診票）評価点数 	<ul style="list-style-type: none"> 団体1：9点（陽性・高得点）以上 団体2：13点以上 団体3：9点以上、またはQ10が1点以上 	<ul style="list-style-type: none"> 母親の心の健康状態がこどもへの向き合い方に影響している可能性。
	児童扶養手当関連	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の受給 	<ul style="list-style-type: none"> 団体1：世帯で受給している 団体2：世帯で受給している 	
	生活保護関連	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の受給 	<ul style="list-style-type: none"> 団体1：世帯で受給している 団体2：過去もしくは現在に生活保護の受給歴がある 団体3：過去もしくは現在に生活保護の受給歴がある 	<ul style="list-style-type: none"> 当該手当の受給対象である家庭環境がこどもへの向き合い方に影響している可能性。
	医療助成関連	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親である、ないしひとり親医療費の受給 	<ul style="list-style-type: none"> 団体1：ひとり親家庭で入籍していない 団体2：過去もしくは現在にひとり親医療の受給歴がある 	
	障がい福祉関連	<ul style="list-style-type: none"> 障害児支援の受給 	<ul style="list-style-type: none"> 団体1：障害者手帳の発行歴がある 団体2：障害者手帳を取得している 団体3：過去もしくは現在に障害児通所支援の受給歴がある 団体4：障害児通所支援対象者である 	
		<ul style="list-style-type: none"> 世帯員の療育手帳の所持 	<ul style="list-style-type: none"> 団体1：保護者が障害者手帳を取得している 団体2：過去もしくは現在に療育手帳の所持歴がある 団体3：19歳以上の世帯員に療育手帳をもったことがある人がいる 	<ul style="list-style-type: none"> 母親らの心の健康状態がこどもへの向き合い方に影響している可能性。
校務支援情報関連	<ul style="list-style-type: none"> 欠席日数 	<ul style="list-style-type: none"> 団体1：本人が連続で7日以上欠席している 団体2：以前に年間30日間以上欠席したことがある 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭環境が欠席日数の多さにあらわれている可能性。 	
不登校ほか	校務支援情報関連	<ul style="list-style-type: none"> 欠席日数 	<ul style="list-style-type: none"> 団体1：年間欠席日数が12日以上 団体2：直近30日間での欠席日数が4日以上 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭環境が欠席日数の多さにあらわれている可能性。

本実証を通じて、潜在層を発見し支援等につなげることができた。

支援等につながったケース事例

ケース1 | 給付金申請及び支援制度等の紹介につながった例

(貧困)

- リスクを有すると判断したものの、給付金を支給していない世帯に対して、申請勧奨通知を送付。新規申請があり、給付金支給につながった。
- なお、改めて状況を聞き取ったところ、要保護児童・要支援児童ケースとしては閉止されていた状況ではあったが、実際には経済的に厳しい状況にあることが確認された。
- そこで、支援制度や相談窓口を紹介するとともに、現時点で早急に支援を要する状況ではないが、ケースワーカー等へ状況共有を行った。

ケース2 | こどもの登校回数の増加及び母親の支援につながった例

(虐待・不登校)

- リスクありと判定されたことを受けて、担任から聞き取ったこどもの情報及び母の養育能力の確認結果をもとに、ネグレクトの状態のため支援優先度が高いと判断した。
- 面談歴のあるセンターの職員の訪問をきっかけに、母とはコンタクトが取れるようになった。母への受診勧奨により、自己中断していた精神科への通院・服薬も再開し、母の状態が上向いたことで、こどもの登校回数も増えた。
- 母の就労を機に、再度状況が悪化することが、懸念されている。学校は、こどもの見守りの継続及び母への肯定的な声掛けをし、センターは、家庭訪問や相談受付等、母親の支援を継続する方針である。

ケース3 | 要対協登録及び所属先での見守り支援につながった例

(虐待等)

- 1か月前に転入してきた児童について、システムによる判定が基準点以上で、所属がないことが確認されたため、児童ケースワーカーが状況確認を実施した。転入前の自治体において、虐待の通告があったことから、要保護児童対策地域協議会でケース管理されており、関係機関による見守り支援が行われていたことが判明した。
- そこで、要保護児童対策地域協議会の管理ケースとして取り扱うことを決定した。また、保育園に内定していることが判明したため、保育園での見守りを中心に、こどもや世帯についての情報収集を行い、必要な支援を検討する方針である。

ケース4 | 要対協登録及び進学先への連携につながった例

(虐待等)

- リスクありと判定されたことを受けて、健診時の母親への問診を注意深く行った結果、支援が必要と判断した。児童の確認ができていなかったため、要対協に登録した。
- また、児童扶養手当の現況届出の機会の中で、療育センターや医療機関への定期受診があること、及び就学に向けて特別支援が必要か母親が悩んでいることが確認されたため、就学前教育相談を案内した。
- しかしその後、母の体調不良により、教育相談を受けておらず、手帳所持も進学先に伝えていない状況であることを確認した。母の了承を得て、拠点職員も同席する中で、教育相談を実施し、児童とも対面した。併せて、保育園にヒアリングした結果、普通学級で健全な育成は図れることが確認できた。

まとめ

データ連携を進めることは、潜在層の発見、情報の一覧性向上と経年蓄積ができ、見守り層捕捉に有用といえる。加えて、情報の即時性が担保できれば、活用シーンが一層拡がると考えられる。

データ連携を進めることの意義として考えられること

「潜在層」の発見



- 判定をもとに潜在層を発見することができれば、**先手の取組を講じられる。**
 - ✓ 該当する子どもに対して何らかのアクションを起こしたいと考えていたが**決め手がなく庁内検討にも進められない状況**であったところ、（判定精度が良いことは前提とした場合に）**こどもデータ連携での判定結果が参照**できることで、その後押しをしてくれるようになるのではないかと、との意見が聞かれた。

「情報」の一覧性向上



- 一元的なデータベースが実装されることで、様々な種類の「情報」の一覧性が向上するため、**既存業務の効率化**が図られる。
 - ✓ これまでは、紙面情報も含めて多方面から様々な情報を都度収集する手間があったために、その対応に時間を要していたり、場合によってはおざなりにしてしまったりすることもあった。
 - ✓ その中、**情報が一箇所に集約**されたことで、**効率的にこどもの情報を把握し、今後の対応方針を**考えられるようになって便利、との意見が聞かれた。

経年情報の「蓄積（アーカイブ）」



- こどもの所属機関が数年間ごとに変化する中、**長きに亘る状況変化が捉えられると便利**である。
 - ✓ こどもが学齢期に入ると、それまでとは異なり、行政が家庭と関わりをもつことが減ってしまう。そうした中、学齢期以前の情報とそれ以降の情報が両方把握できると有用、との意見が聞かれた。
 - ✓ 数年間にわたって同じ家庭をみていると、特定の季節に何らかのイベントが発生するなど、その家庭ごとの傾向が掴めてくる。そのため、**経年で情報を蓄積**していくことが、本取組の効果を高めることに繋がるだろう、との意見が聞かれた。

< 今後の課題 > 情報の「即時性」の担保



- 本取組を持続可能な取組とするうえでは、**新しい情報が把握し続けられることが重要**である。
- この点については、複数の主体に跨る情報を、自動的に・リアルタイム（に近い形）で取得・加工・統合できるか否かについて、技術面（例：三層分離の壁、RPA技術の導入等）及び運用面（例：各種記録のデジタル化対応、その周知・徹底等）から検討を進めることが求められる。

今後の課題

こどもデータ連携の推進に向けた課題を示す。制度・技術・運用といった各側面での対応が求められる。

法的整備の壁

慎重に進めることは大前提として、個人情報[※]の目的外利用に関する諸手続きの段取り化・迅速化の必要性

活用するデータ項目の保存期間が限定的であるために、取組の持続性を担保しづらいことへの対応の必要性 ^{※国}

市民理解の壁

こどもデータ連携の意義と協力に関する丁寧な説明の必要性

データ選定の壁

困難の類型に則した、連携データ項目の見極めの必要性（データ選定にかかる調査・調整の工数削減）

^{※国}が進める「基本連携データ項目」の推進が対応

データ整備の壁

各組織の保有情報の標準化（データフォーマットの統一）の必要性（データ取得・加工にかかる工数削減）

データ連携の壁

拡張性を意識したデータベース構築の必要性（ロジック、結果の不断の更新）

三層分離下での、データ連携の即時性向上の必要性（リアルタイム運用による効果的な支援方策検討の実現）

^{※国}が進めるガバメントクラウドの推進が対応

アセスメント・支援の体制の壁

互いにこどもとの異なる接点をもつ、首長部局と教育委員会との連携体制構築の必要性
（異なる接点を活かした情報の幅出し、支援・見守りのバラエティの担保の実現）

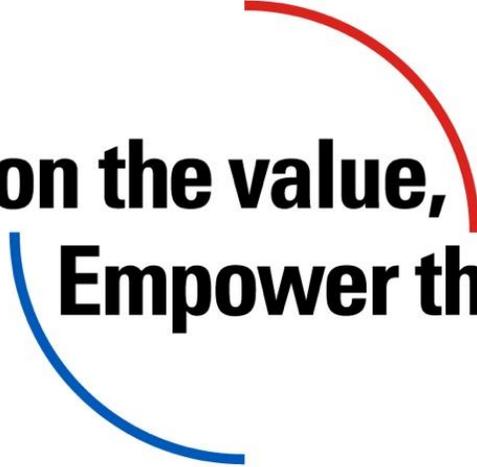
“要対協未済”の潜在層について、データを組織的に活用するためのスキーム（制度的枠組み）の必要性 ^{※国}

[※]「要対協登録までせずとも関係者間で初期的協議ができるような枠組みがあった方が、こどもデータ連携の取組を推進しやすい」との声あり。

職員らの人数制約がある中での、リソース拡充の必要性 ^{※国}

人材育成・確保の壁

こどもデータ連携の意義・留意事項・方法を共通的に理解・推進するための、職員らの情報リテラシー向上の必要性



**Envision the value,
Empower the change**